

発言者・会議のてん末・概要	
須田課長	<p>○令和5年度第2回久喜市男女共同参画審議会</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>本日はご多忙の中、久喜市男女共同参画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、人権推進課長の須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、現在の出席委員につきまして、ご報告させていただきます。本日は10名中、8名の委員にご出席いただいておりますので、本会議は、久喜市男女共同参画を推進する条例第21条第2項の規定によりまして、成立していることをご報告させていただきます。なお、坂田委員におかれましては、事前に欠席のご連絡をいただいております。また、酒井委員におかれましては、少し遅れる旨のご連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>続きまして、皆様にご了承いただきたいことがございます。この会議は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開となりますことから、傍聴を希望される方がいらっしゃる場合は対応させていただきますので、ご了解いただきたいと存じます。</p> <p>現在の傍聴人は0人でございます。また、会議終了後には、会議録を作成し、ホームページ等で公開するため、審議会の内容を録音させていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。会議録の作成につきましては、市の基本的な考え方に合わせて、全文記述方式とさせていただきます、署名委員につきましては、名簿順で、今回は加藤委員と、酒井委員にお願いしたいと存じます。万が一、酒井委員が欠席の場合には、恐れ入りますが、佐藤委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の進行につきましては、配付させていただいております次第に従いまして、進めさせていただきますと存じます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、石田会長からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>

石田会長	<p>本日も、暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は通常の報告に加えて、ファミリーシップ制度の検討について、皆様から貴重なご意見をお伺いできればと考えておりますので、ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。</p>
須田課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>早速ではございますが、議題に入りたいと存じます。</p> <p>その前に、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料確認)</p>
須田課長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>進行につきましては、久喜市男女共同参画を推進する条例第 21 条第 1 項の規定によりまして、石田会長に議長として議事を進めていただきたいと思います。それでは石田会長よりよろしくお願いいたします。</p>
石田会長	<p>それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事が円滑に進行いたしますよう、皆様方の特段のご協力をお願いいたします。それでは次第によりまして議題（1）について、事務局から説明をお願いします。</p>
中川西主任	<p>(議題（1）について、資料 1 に基づき説明)</p>
石田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>前回の会議で審議した令和 4 年度実施計画推進状況について、追加事項とあわせて修正事項も含めて、すでに公表中とのことですが、ご質問やご意見はありますか。</p> <p>私の方から 1 点だけ。</p> <p>今回の修正に関してですが、これが令和 5 年度の実施計画に大きく影響することが、もしあれば教えていただけたらと思います。なければないで結構です。</p>
中川西主任	<p>今回の報告ですが、令和 5 年度の計画には特に影響はございませんので、それを含めて、この後ご審議いただければと思います。</p>
石田会長	<p>わかりました。</p>

	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
石田会長	<p>では、引き続き令和5年度実施計画について事務局から説明をお願いします。</p>
佐藤補佐	<p>(議題(1)について、資料2及び資料2-1に基づき説明)</p>
石田会長	<p>議題(1)について、ご質問やご意見があれば、お伺いします。 加藤委員、お願いします。</p>
加藤委員	<p>8ページの取り組みNo.21202。所管課は人事課ですが、取り組み内容の文言の中に、「メンター制度」とございまして、この用語について、ご説明いただければと思います。</p> <p>もう1点、その下の9ページの取り組みNo.22202。一番下の中央保健センターのところに「父子健康手帳」という言葉がございまして、私が子育てを始めた頃はこういう手帳はなかったような記憶があるのですが、どういう内容のものなのか、ご説明いただければと思います。</p> <p>所管課が人権推進課ではございませんので、分かる範囲で結構ですのでよろしく願いいたします。</p>
石田会長	<p>では、ご説明をお願いします。</p>
佐藤補佐	<p>メンター制度につきましては、女性職員が、先輩からいろいろなアドバイスを受けながら、業務に取り組んでいけるように、ということで始まっている制度でございます。</p> <p>具体的には、メンティ（相談をしたい女性職員）が、メンターとなる先輩職員に相談をして、様々なアドバイスをもらうことによって、業務に対する不安の解消等につなげ、女性職員の能力の発揮につなげていくというものでございます。</p> <p>もう一つ、父子健康手帳でございますが、お父さんから妊娠中のお母さんに対しての配慮や、父親としての心構えなどを知っていただくために、要点をまとめているものでございます。</p> <p>母子健康手帳の交付時に配布しておりますのは、ご夫婦で読んでいただくこ</p>

石田会長	<p>とで、妊娠、出産、育児について、父親にも参考になるものを活用していただけるようにするというので、父親の子育て参加の促進をねらいとして行っているものでございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>先程のメンター制度の件について、私も興味があり、わかる範囲で教えていただければと思います。</p> <p>このメンター制度は、女性職員の方のキャリアアップに非常に有意義な制度ではないかと想像するのですが、指導していただける先輩の職員というのは、市の方で割り振るのか、それとも、特定の先輩に教えてもらいたいと、教えてもらう側が希望することが可能なのか、分かる範囲で結構ですので、お願いします。</p>
佐藤補佐	<p>私の知り得る限りですが、悩みを抱えた女性職員、相談をしたいと思っている女性職員が人事課に申し出をしますと、希望者の要望を参考に、人事課でメンターの選定及びマッチングをします。マッチング後は、メンターとメンティが面接相談を実施し、悩みの解消に繋げる、という取り組みになっております。</p>
石田会長	<p>人事課でマッチングをしてくれるということですね。わかりました、ありがとうございます。</p> <p>他にご意見ご質問はありますか。</p> <p>では、私の方から1点。今回見直しがある事業もあるということで、資料2-1、取組みNo.3 1 1 0 1なのですが、健康づくり食育推進大会は今後はやらずに、関連事業の実施で、健康増進や食育推進等の普及啓発を行うということですが、具体的な関連事業は、決まっているのでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>ありがとうございます。</p> <p>所管課に確認しましたところ、現在、来年度からの計画を策定しているところなので確定ではありませんが、久喜市と包括連携協定を結んでいる様々な企業に、健康づくりについてご協力いただけるようなものがあれば、企業との協力によって、イベントという1度きりのものではなく、継続した形で取り組みを進めていくことも検討していると聞いております。</p>
石田会長	<p>わかりました。ありがとうございます。他には何かございますか。</p>

	(意見なし)
石田会長	それでは続きまして、議題（２）、令和５年度久喜市男女共同参画推進月間事業報告について、事務局から説明をお願いします。
中川西主任	(議題（２）について、資料３に基づき説明)
石田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題（２）について、ご質問ご意見があればお伺いします。</p> <p>それでは私の方から。今年も、男と女のつどいに少し顔を出させていただいて、記念講演の方も拝聴したのですが、前回に引き続き、本当に非常にタイムリーな話題の講演で、今回、子どもに向けられた、子どもが聞いてもちゃんと理解できる、そして、途中で寸劇が入ってくるわけですが、その劇も上手ですし、見ている方が飽きない。そういう内容で、私としても、本当に勉強になりました。来年も引き続き、この取り組みが続いていくことを願っておりますので、何卒よろしくをお願いします。</p>
石田会長	それでは続きまして、議題（３）、ファミリーシップ制度について、事務局から説明をお願いします。
長谷川主任	<p>現行のパートナーシップ宣誓制度を拡充するにあたり、委員の皆様方には、過日、ファミリーシップ制度に対するご意見募集を実施しましたところ、資料４の通り、ご意見を頂戴しました。また、７月１日（土）に、性的少数者の当事者である、久喜市にじいろ特命大使及びパートナーシップ宣誓者の方との意見交換会を実施し、こちらでも制度についてのご意見を頂戴しております。</p> <p>ご審議いただく前に、まずは現行の久喜市パートナーシップ宣誓制度及びファミリーシップ制度について、簡単にご説明させていただきます。</p> <p>久喜市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーシップとは、双方または一方が性的少数者である２人が、相互の協力により継続的な共同生活を行い、または行うことを約し、互いを人生のパートナーとすることを約する２人の関係のことを言います。</p> <p>パートナーシップの申請方法は、宣誓による申請となっており、双方に来庁していただき、宣誓して頂きます。宣誓いただいた後には、証明書等が発行される流れとなっております。</p> <p>対象者の方の要件につきましては、双方が成年していること。双方の住所が久喜市にあること。または転入予定であること。双方に事実婚を含めた配偶者</p>

	<p>や他にパートナーシップ関係にある方がいないこと。宣誓者同士が近親者でないこと。以上4点すべての要件を満たす方が対象となります。</p> <p>宣誓された方に対しては、宣誓証明書を1枚、宣誓証明カードを2枚お渡ししているところです。</p> <p>以上が久喜市パートナーシップ宣誓制度の概要となります。</p> <p>次に、ファミリーシップ制度についてですが、ファミリーシップ制度等は、パートナーシップの関係にあるお2人からの申し出により、家族、親族等が家族関係にあることを証明するものになります。今年10月からファミリーシップ制度を導入するにあたり、申請方法や対象者の範囲等、皆様からご意見を頂戴しました。</p> <p>それでは、ファミリーシップ制度の検討項目ごとの説明に入らせていただきます。</p> <p>まずは、資料4-1、ファミリーシップの申請種別についてです。</p> <p>市から、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ希望者に窓口に来ていただき宣誓書を提出いただく宣誓と、両者が来庁する必要なく郵送での提出も可能な届け出の2案を提示させていただきましたところ、宣誓案への賛成意見が1件ございました。また、当事者からいただいた意見では、「パートナーシップ宣誓と同時の申請とは限らないため、再び来庁し宣誓することは負担となる」との意見や、「ファミリーシップ制度は、パートナー関係にある2人だけの問題ではないため、宣誓のため毎回来庁するのは負担」とのご意見も頂戴しています。</p> <p>宣誓への賛成意見も頂いたところですが、申請種別につきましては、当事者の意見を尊重させていただき、届け出による申請で調整を進めて参りたいと思っております。申請種別についての説明は以上でございます。</p>
石田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではまず、ファミリーシップの申請種別について、皆様からのご質問ご意見をお願いします。</p> <p>この申請種別で、ポイントとなるところは、宣誓をするのか、しないのかというところになってくるのでしょうか。</p>
長谷川主任	<p>会長が仰った通り、宣誓するか、しないかというところがポイントになってくるかと思えます。</p>
佐藤補佐	<p>補足して説明させていただきます。</p> <p>パートナーシップ制度を導入する際に宣誓という形をとらせて頂いたのは、</p>

	<p>こちらの資料4にも載っておりますメリット、「祝福のイメージを得られる」ことも理由の一つです。宣誓者の方が直接市に来られて市の職員と会い、市の職員がセレモニーのようにお祝いをすることも含めて宣誓をお受けしてまいりました。</p> <p>実際に、宣誓をされた方に対して、バックボードを作り、その前でお2人がお写真を撮ることや、民間会社から頂いた、造花の花束を持って写真を撮って頂く等を実施しております。</p> <p>一般的には、婚姻届を市役所でお出された場合、1階のロビーのバックボード前でお写真を撮る方が多いですが、パートナーシップに関しては、性的少数者の当事者であることを知られたくない方もいらっしゃることから、こちらの方法をとっております。</p> <p>しかし、市議会の中で、届け出のほうがよいのではないかと、との質問もありましたので、お2人揃って来庁いただく宣誓とするのか、それとも、揃わなくてもお届けを頂くものとするのか、ということについて今回ファミリーシップの中では検討させていただきたく、この案を出させていただいたところでございます。ぜひ、ご意見いただければと思いますので、お願いいたします。</p>
石田会長	<p>はい。では、私の方から1点よろしいでしょうか。</p> <p>宣誓する場合に、アウティングの恐れがあるということですが、インターネット等で他の自治体の様子を見た感じだと、宣誓のやり方について、オンライン宣誓というのを実施している自治体もありました。オンラインでやる分にはアウティングの恐れもないのではないかと想像しますが、久喜市では、オンライン申請の対応ができるかどうか、というところはいかがでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>今現在、オンラインでの宣誓は実施してはおりませんが、会長が仰るように、環境を整えればできるかと思えます。ただ、宣誓行為が、「宣誓します」と言うだけではなく、市としては書面での提出をいただきたいところもありますので、オンラインでの宣誓では、書類の提出という部分が不足してしまう所も、今考えられる点ではございます。</p>
石田会長	<p>例えばなんですが、申請の段階で、届出も選択できますが、届出の場合は後日オンラインで申請しようということは可能ではないかと思えます。そこは今後の運用の話になってしましますが、可能かどうか、検討いただけますでしょうか。</p>

佐藤補佐	<p>ありがとうございます。この場でこうします、とはお伝えできかねますが、仰る通り、検討することは可能ですので、考えて参ります。</p>
石田会長	<p>そうしますと、制度として宣誓か届出かという二択ではなく、併用することも可能でしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>パートナーシップ宣誓に関しては、市の要綱で、規定しております。 また、今後ファミリーシップについても規定しますが、宣誓と届出を選択制とすることができるかどうか、考えなくてはならないと思います。基本的には、宣誓なのか、届け出なのか、ということの規定する必要があると考えております。</p>
石田会長	<p>資料の審議会委員の意見として、宣誓した事実を尊重するとともに揃って実感することができる、というご意見を頂いていますが、宣誓をすることで、当事者がファミリーシップ制度を利用した、という実感が得られるというところが、宣誓のメリットの一つにもなってくるでしょうね。そのあたり、皆様いかがでしょうか。内海委員お願いします。</p>
内海委員	<p>そもそも、男女の結婚に関しても、式を挙げるか挙げないかに関しても、届出を2人で出しに来て写真を撮る方とか、パートナーのどちらかが事務的に届けを出してしまうケースもあると思います。ですので、ファミリーシップの場合も、色々なケースがあろうことが想像できますし、色々な取り組みを受け入れて頂けると、一市民としては良いのかな、と思います。先程会長が仰ったように、どちらかの2択より、選べる幅がたくさんあった方が。私たちは男女の平等を考えている訳ですから、市民の平等となった場合には、性的少数者の方にはどちらか2択しかないけど、現在の婚姻に関するところは、24時間受け入れ可ですし、警備の方が受けてくれますし、出しに来てもいいし、セレモニーをしてもいいし、また、式で盛大にサインする方もいらっしゃいます。いろんなケースがあるので、選べるのがいいのかな。 性別が男女というだけで選択肢が多いのに、性的少数者の方は選択肢がないことが、差別というか、区別をされているように感じますので、区別をされないようにして行けたらいいのかな、と思います。 市の方は意見を考慮するわけですから、大変だとは思いますが、一つよりは二つ、二つよりは三つというように、幅が広がった方がいいのではないかと個人的には思うのですが、いかがでしょうか。</p>



佐藤補佐	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議会の意見として、両方選べたほうが良い、ということ承って、また検討させていただきます。</p>
石田会長	<p>私の方から、このファミリーシップ制度自体が、婚姻制度とは違って新しい取組だったりするので、当事者が、必ずしもこのファミリーシップ制度を理解しているのかどうかという点が、若干不安があります。</p> <p>届出をする方が、当事者ではなかったりする、或いは一部の当事者だけだったりすると、書かれている名前は当事者のものなのに、十分に制度を理解してない、というような事態もあるのではないかと、という不安がありますが、そのあたりは、届出制度の時には何か当事者がファミリーシップ制度を理解している、ということ担保するような方法を考えなければならぬと思います。</p> <p>他の自治体ですと、例えば証明書の発行については、役所に来ていただいて直接受け取って頂く機会を設けている自治体もあるようなんですが、そういったところで手当は可能かなとは思いますが、当事者が、このファミリーシップ制度をしっかりと理解しているのかどうか、これを確認する機会が必要になってくるのではないかと考え、意見として申し上げます。</p> <p>申請種別に関しては、このあたりでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続いて、検討項目2の申請方法について、事務局から説明をお願いします。</p>
長谷川主任	<p>それでは、資料4-2、申請方法についてご説明させていただきます。</p> <p>市からは、申請書の提出方法について、窓口で直接ご持参いただく「窓口申請」とするか、郵送での送付により申請書を提出する「郵送申請」とするか、の2案を提示させていただきました。</p> <p>委員の皆様からいただいた意見では、郵送申請では時間を要するため、窓口申請が良いとのご意見と、窓口か郵送か選択制とするのはどうか、というご意見をいただきました。また、当事者の方からは、窓口・郵送いずれにしても、証明書交付までの手続きの簡略化を希望するご意見や、窓口申請の場合においても、ファミリーシップ対象者が来庁せずに申請ができるよう配慮して欲しい、とのご意見がございました。</p> <p>皆様からの意見を踏まえ、窓口と郵送いずれの方法でも申請可能とするように調整を進めて参りたいと考えております。申請方法についての説明は以上でございます。</p>

石田会長	<p>それでは申請方法について、皆様からのご質問、ご意見を申し上げます。</p> <p>申請方法に関するポイントは、利便性を考えると、当然郵送申請も可とした方が良いとは思いますが、手続きの性質上、郵送申請という方法でも良いのかどうかという、そのあたりがポイントでしょうか。</p> <p>内海委員、申し上げます。</p>
内海委員	<p>質問なんです、窓口申請の場合に、申請の流れについて記載されていますが、①申請日の予約、②窓口に来庁し必要書類の提出、とありますが、この必要書類というのは、①の段階で必要書類についてお知らせしておく、ということでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>皆様方にもお送りさせていただいた、パートナーシップ宣誓制度利用の手引きというものがございます。そちらに、必要書類を書いておりますので、全て揃えて来庁していただくことを、最初の段階でお願いをしております。</p> <p>例えば、電子申請でお申し込み頂く際にも、必要書類を揃えた上での来庁になります、とこちらからお願いをしておりますので、最初の段階で、揃えて来ていただくことが前提ということで、受付をしております。</p>
内海委員	<p>そうすると、当然調べて、全て用意してからいらっしゃるわけですね。③番、確認後ってというのはわかりますけど、市から受付票をお渡しして、④受付票と引換えに証明書を交付というのは、これは当日交付していただけるということでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>現行のパートナーシップ制度の申請方法が案1になるのですが、実際、対面して書類をお預かりしたら、その日は受付票をお渡しだけで終了となります。受付した日が宣誓日になりますが、市で、改めて書類の確認をさせて頂くこととなります。</p> <p>例えば、必要書類の1つに住民票がございます。久喜市民の方かどうかの確認のために必要なのですが、住民票を取得すると、お金が掛かります。ただ、久喜市民であれば、職員が確認することができますので、住民票を提出しない方に関しては、本人のご了承をいただいて、後日、市の職員が市民であることを確認させて頂く場合もございます。</p> <p>住民票を持参した方も、一度受付をした証明として、受付票をお渡しして、その後、概ね1週間から10日以内に証明書が出来上がりますので、宣誓日に証明書の受取希望日を予約していただき、再度来庁していただく形をとってお</p>

<p>内海委員</p>	<p>ります。2度目に市に来られた時に、証明書を直接お渡しするというのが今の方法です。</p> <p>そうしますと、日数的なことや、お仕事している方はお休みを取らなくてはいけないことや、当事者が揃わないといけないとか、非常にハードル高いのかな、というふうに思います。今、運転免許証も即日交付していただけるような時代になりましたので、大変だと思いますが、書類が揃っているのに、お待たせするというのは、ハードルが高いのかなという気がしますので、その段階で確認できた方に関しては、即日交付できるとか、スピーディーな対応も可能になると、窓口申請という意味も出てくると思います。</p> <p>窓口の方が時間が掛かるとなると、デメリットの方が大きくなるかな、何回も行かなければならないとか、スケジュールを合わせるというのも大変だと思います。スムーズにきちんと全部揃えて来た方と、書類が揃わなかった方、同じ時間がかかってしまうのはどうなのでしょう。</p> <p>第三者的にも郵送だと時間が掛かるのは分かりますが、窓口でも郵送でも、書類が揃っても揃わなくても、結局は時間が掛かるとなると、一生懸命書類を揃えたのに、と思われる方も出てくるのかなと、個人的に感じました。</p>
<p>石田会長</p>	<p>ありがとうございます。加藤委員さんお願いします。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>今のご意見に対してなんですが、書類が完璧に揃っても、担当者のみで確認して書類を交付するということは、組織上できないと思うのです。</p> <p>人権推進課或いは、総務部でどこが決裁権者か分からないですが、決裁を踏まえて、みんなで確認して初めて交付する、という流れだと思うので、その場で担当者が確認して、書類が全部揃ってたからといって、即交付できるものではないかな、とは思ったのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>佐藤補佐</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>内海委員のご意見、ごもっともでございます。ただ、加藤委員が仰ったように、担当者だけの判断で、証明書を市長印を押してお渡しということが、今はできない状況です。事務上の手続きになりますが、現在は市長まで確認をしていただいた上での、証明書の発行という形をとっておりますので、時間を要しているというところをご理解いただければと思います。</p>
<p>石田会長</p>	<p>中村副会長お願いします。</p>

中村副会長	<p>郵送での申請をした場合に、先ほどの申請の時に会長さんも仰ってたのですけれども、新しい制度であるので、届出をする当事者たち全員が、同じような理解しているかどうか分からない。または制度をよくわかってない場合もあるというような話もありましたので、窓口当事者が全員来て申請する場合には、色々確認することができるかなと思うのですけれども、郵送の場合ですと、本当に理解した上で、この届出をしているのか、というところの確認が難しいところがあります。</p> <p>恐らく、郵送申請の時には本人確認書類のコピー等を、同封して申請することになると思いますが、顔写真の有無にだけでは確認はできないと思われませんが、全員の方に制度の内容について確認をするような、方法は取られるんでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>今ご質問いただいた内容は、申請をされる方が内容を確認できているかということと、届出をする方がご本人かどうかの確認が取れるか、という2点でよろしかったでしょうか。</p> <p>(中村副会長、了承)</p>
佐藤補佐	<p>ありがとうございます。運用の方法になりますが、申請をする方が内容を理解しているかどうか、という点は、郵送で送っていただいた場合には、そのあと市からメール等でのコンタクトを取らせていただいて、市の手引きですとか、要綱などをご確認いただけましたか、という確認が必要になるだろうと考えております。</p> <p>2点目の本人確認につきましては、仰るように、本人確認書類を頂き、写真付きであったとしても、ご本人に会わないので、それが本人かどうかということには結びつかないのですが、提出していただく書類の中に、戸籍謄本や住民票等がございます。そのようなことから、住民票の住所とお名前と生年月日が本人確認書類と合致しているか、という点で確認をせざるをえないと、現時点では考えております。</p>
石田会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>三好委員、お願いします。</p>
三好委員	<p>私も、何回も、というのと何日も、というのはどうにかできないかなと思うところがあります。</p>

	<p>例えば、市長印を押すのに、市長がご確認をされて承認する。それはもちろんそうだと思いますが、市長が何を確認しているのかなと思います。おそらく、担当者のところで不備がないことは確認されているので、それをご覧になることはすると思いますが、市長がそこで精査することがないのであれば、権限の移譲も手段として考えられるのではないかな、と思いますし、窓口申請で、申請日の予約あるのは、いつでもでは駄目だっていうことなんですか。</p>
佐藤補佐	<p>現行のパートナーシップ宣誓制度につきましては、人権推進課の男女共同参画係の職員で宣誓を受けておりますが、係員が3名でございます。本日のように会議等に出席して3名全員が席を離れることもございますので、万が一不在時に窓口に行っちゃった場合、その場で確認することができず、一度お預かりして、書類が足りなかったらまた来てください、ということにもなりかねないので、ご予約を頂いている所でございます。</p>
石田会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
三好委員	<p>いずれ拡充されるといいと思いました。</p>
石田会長	<p>一点確認ですが、申請方法の問題というのは、窓口申請自体はできるのが前提として考えてよろしいでしょうか。それとも、窓口申請はできるけれども、それに加えて郵送申請もしていくかどうか、というところでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>今、会長が仰ったように、担当としましても、どちらか選択できるというのが最善だと考えております。</p> <p>大きな自治体の例で申し訳ないですが、東京都はすべてオンライン申請が基本となっています。それは、このパートナーシップのためにシステムを作り上げて、そのシステムにのっとして、オンライン申請が原則であるとしているためです。どうしても、オンラインの手段が使えない方は、来ていただいても構いません、という形をとっていますが、私どもはそういったシステムをすぐには作り上げられないので、今は窓口に来て頂くのが一番良いとは考えておりますが、郵送申請と併用できるように調整していきたいと考えております。</p>
石田会長	<p>ありがとうございます。私の意見ですが、書類のやりとりに関しては、郵送でのやり取りができれば、その方が便利だと思いますが、どこかのタイミング</p>

	<p>で、直接ご本人に役所までご足労いただく機会があった方が、初めのうちは無難ではないかと思うところはあります。</p>
石田会長	<p>他にございますか。 内海委員、お願いします。</p>
内海委員	<p>先ほど三好委員の方からお話があった、予約の調整についてですが、職員に予定があるのでこの日は無理ですよってという話だと思えますが、申請したいと思う方は、突然「明日行こうかな」とは思わないと思えます。なので、申請可能な、特定の日を市で決めていただいた方が、申請しやすいと思えます。</p> <p>予約をする際には「いつがいいですか」と聞かれるよりも、可能な日を提示された方が決めやすいと思えます。</p>
石田会長	<p>ありがとうございます。他には何かございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
石田会長	<p>それでは、続いて検討項目3、ファミリーシップの対象となる方について、事務局から説明をお願いします。</p>
長谷川主任	<p>それでは、資料4-3、ファミリーシップの対象となる方について、説明いたします。</p> <p>市からは、ファミリーシップの対象について、子ども、親、その他親族の大きく三つに分類させていただき、それぞれの同居や別居等の要件についての案を提示させていただきました。</p> <p>委員の皆様からいただいたご意見は、同居する子どもを範囲とする、という案をいただきました。案の他にも、当事者からの要望に関するご質問及び市外に住む方を対象とすることの意義についてご質問がございました。</p> <p>当事者からの意見は、最優先としてまず子ども、次に親、兄弟までは対象として欲しいというご意見や、親族以外の友人等も対象とできるのはどうか、というご意見をいただいております。</p> <p>次に、市外の方を対象とすることに関しましては、当事者の方から、他自治体に居住する親等が入院した際に、血縁関係がなくとも医師からの説明を受けられると良いというご意見をいただきましたので、案に掲載させていただいたところでございます。以上のことを踏まえまして、対象者とその要件につつま</p>

	<p>しては、まずは、新たな家族を作るまでの生計を同一する子ども、を範囲として調整を進めて参りたいと考えております。対象者についてのご説明は以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>ありがとうございました。それではファミリーシップの対象となる方について、皆様からのご質問ご意見をお願いします。</p> <p>子どもに関しては、皆さん対象となると思っているらっしゃると思いますが、委員の意見でも、同居する子どもを対象にすべきじゃないか、というご意見もありますから、同居していない子どもはどうか、という問題ですかね。</p> <p>あとは、成年も含むのかどうか、という点。未成年はおそらく、争いがないと思いますが、成年の子どもも可とするか、というところですかね。</p> <p>はい、内海委員。</p>
<p>内海委員</p>	<p>対象になった場合のメリットや効力について質問です。</p> <p>例えば、男女で婚姻した場合というのは、別居を希望しても法律的な効力があると思います。離婚が成立したとしても、相手の子ども、というところは変わらないですが、ファミリーシップの効力というのは、他自治体で病院にかかった場合などには、効力があるのでしょうか。効力の範囲によっては、せっかく証明書も発行してもらったのに、他自治体では紙切れにしかならない可能性があると思います。その辺りについて、知りたいと思っております。</p>
<p>石田会長</p>	<p>では事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>佐藤補佐</p>	<p>恐らく、当事者の方々が一番使いたいと思う場面は、対象者が子どもでも親でも、その方が入院した場合などに、血縁のないパートナーが話を聞くことや、お見舞いに行くことができるか、というところだと思います。</p> <p>久喜市でファミリーシップ制度を始める時には、久喜市内の医療機関に対し、対応協力を依頼する予定でおります。パートナーシップ制度が開始した際にも、同様に医療機関へ協力を依頼しました。ただ、どの程度協力してくださるかは、その医療機関の考えによるものになっているところがございます。</p> <p>私どもの依頼は、病院に対する強制力はないため、ご協力をお願いしているところです。ですので、例えば、市外の病院にかかった際に、久喜市の証明書を病院が確認し、その意図を汲んで協力してくださるかどうかは、その医療機関の姿勢によるものと考えております。ただ、ファミリーシップ制度は、埼玉県内でも既に 26 市町が始めていますので、流れとしては大きなものになりつ</p>

<p>石田会長</p>	<p>つありますことから、理解がある病院であれば、ご協力いただけると考えております。</p> <p>私の方から、今のご説明を受けて思うところとしましては、久喜市として、ファミリーとして認めている方であっても、例えば久喜市以外の医療機関では、その判断に委ねられてしまう部分もあるということでしょうか。</p> <p>そうだとすると、市としては、できる限り広く対象を認めた上で、使えるか使えないかというのはまた別の問題だと思しますので、久喜市として、対象をあまり狭くしすぎてしまうと、他自治体の医療機関で、情報を得られるかどうか、というところにも辿り着かなくなってしまうということも考えられますので、そういう意味では、できる限り広く認めていくということも必要か、とも思っています。</p> <p>三好委員お願いします。</p>
<p>三好委員</p>	<p>自分の意見を述べる前にちょっと質問をしたいことがあります。</p> <p>ファミリーシップ対象者を後日、例えばご両親を追加されるとか、別居中の、成人したお子さんを追加される、ということは可能でしょうか。</p>
<p>佐藤補佐</p>	<p>可能でございます。</p>
<p>三好委員</p>	<p>そうすると、やはり対象は広くしておいたほうがよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、「小さく産んで大きく育てる」じゃないですが、おふたりのご様子をご覧になったその近親の方が、「家族として」という気持ちが芽生えてくる時もあると思いますので、そういったことも考えて、最初は3人から始めるっというご家庭も、おありだと思いますし、広くした方がよろしいのでは、というのは思いました。</p>
<p>石田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見いかがでしょうか。内海委員お願いします。</p>
<p>内海委員</p>	<p>先ほど、医療機関には協力をお願いするしかないとお話もありましたが、埼玉県の中でもファミリーシップを導入している自治体は多いですし、東京でも一時期はかなり、メディアでも報道がありましたので、今後広がっていくものなのではないかな、と思います。</p>



	<p>今後協力を仰げる医療機関なども増えて欲しいという気持ちもありますので、石田会長と三好委員のご意見に私も賛同です。</p> <p>当事者が望む範囲であれば有効、ではないですが、家族やお友達が温かい目で見守るようなものが一番いいのかなと感じますので、当事者の方が望む範囲は、どなたも入れるぐらいの柔軟な姿勢があるといいと思います。当然、色々な提出書類があるわけですから、ただ名前だけ連ねるわけではないので、本人の承諾のもと、書類を揃えられれば、ファミリーシップに入れるという姿勢の方がいいのかな、と私自身思います。</p>
石田会長	<p>ありがとうございます。事務局からありますか。</p>
佐藤補佐	<p>様々なご意見をいただきありがとうございます。本日の意見も踏まえて、検討を進めて参ります。</p>
石田会長	<p>他にはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは続いて、検討項目4、ファミリーシップ対象者の意思確認方法について、事務局から説明をお願いします。</p>
長谷川主任	<p>では、資料4-4、ファミリーシップ対象者の意思確認方法について、ご説明申し上げます。</p> <p>市からは、意思確認の実施の有無に関する案と、抹消申し出を可能とする、という案を提示させていただきました。</p> <p>委員の皆様からいただいた意見では、案の方法でよいのではないかというご意見と、対象者本人が申出書に署名し意思確認をする、というご意見を頂戴しました。案に対するご意見のほか、意思確認の実施の必要性についてご質問をいただいております。</p> <p>意思確認の実施の必要性については、当事者からの聞き取りの中で、「パートナーシップ宣誓者が望んでいたとしても、ファミリーシップの対象者が望まない場合もある」とのお話や「意思確認を実施しないという選択肢はないのではないか」というご意見も頂戴しております。</p> <p>市としても、対象者本人の意思確認は実施すべきと思っておりますが、乳幼児など、書類への署名や意思確認が困難な方も想定されるため、申請時の意思確認については可能な範囲で実施することとして進めて参りたいと思っております。</p> <p>次に、申請後の抹消申し出の可否についてですが、当事者の方から「人の感</p>

	<p>情は変化していくものであり、ファミリーシップの関係性にメリットを感じられなくなった際に、すぐに抹消ができる体制はあった方が良い」という意見を頂戴しておりますので、申請後の抹消申出は可能とする方向で調整を進めて参りたいと考えております。対象者の意思確認方法についての説明は以上でございます。</p>
石田会長	<p>ありがとうございました。それでは、ファミリーシップ対象者の意思確認方法について、皆様からのご質問ご意見をお願いします。</p> <p>はい、加藤委員をお願いします。</p>
加藤委員	<p>質問です。意思確認を実施する、というのは具体的にどんな方法で実施する想定でしょうか。対面でしょうか。</p>
石田会長	<p>はい。事務局の方をお願いします。</p>
長谷川主任	<p>意思確認の方法につきましては、対面ではなく、書面に署名をしていただく方法を取りたいと思っております。</p>
加藤委員	<p>パートナーシップの手引きの中で、宣誓に関する確認書、という書類がございますよね。これで、確認されているわけではないのでしょうか。</p>
佐藤補佐	<p>今現在のパートナーシップに関しては、確認書を出していただくことによって、確認させて頂いております。何より、宣誓にお2人一緒に来ていただいておりますので、そこでの意思確認を行っております。</p> <p>ただ、ファミリーシップに関して、先ほどからご検討いただいております、申請方法についても、検討中のため、直接来ていただかない場合には、どのように意思確認をするのかということ、検討する必要があると考え、こちらを提示させていただいたところです。</p> <p>先ほども長谷川から申しあげましたように、乳幼児など意思確認が難しいお子さんもいますし、親を対象にした時に、例えば高齢で認知症の方などもいらっしゃると思いますので、どのように意思確認をするかということは、非常に難しい問題だと考えております。ですので、基本的にはご本人の署名をいただくことをまず第1とした上で、ご署名がいただけない方に対しては、パートナーシップの宣誓者から、ファミリーシップの対象者に対して、よく説明をしてください、というお願いをするほかないのではないかと、今現在のところで</p>

	は考えております。
石田会長	そうしますと、意思確認ができる年齢をどの辺で設定するか、というところも問題としては出てきそうな感じはしますが、それはまた、これから検討していくってということになるのでしょうか。
佐藤補佐	はい。今の段階で考えておりますのは、パートナーシップの宣誓者の方に確認をお願いする、ということです。 特にお子さんについては、同じ年齢でも理解できるかどうかはお子さん一人ひとり違うと思いますので、そこを線引きするのは難しいと考えています。そのあたりは宣誓者の方に、責任を持って実施していただきたく、検討を進めております。
石田会長	酒井委員、お願いします。
酒井委員	抹消申し出を可能とする、とありますが、抹消された後に再度宣誓することは可能なのでしょうか。
佐藤補佐	はい。可能でございます。ただ、1回抹消したのに、もう一度申請するということになった際には、改めて、担当者から意思確認をさせていただくことになると思います。
石田会長	意思確認が可能な方に関しては、原則としては確認を求めるという考え方で、よろしいのでしょうか。ただ、意思確認が困難な方、例えば乳幼児とか、あとは高齢の方は、ケースバイケースで対応していくという考え方になるのでしょうか。
佐藤補佐	はい、会長の仰る通りの考え方で、進めております。
石田会長	方法としては、署名が可能であれば署名してもらおうということですね何か他にご意見、ご質問ありますでしょうか。  (意見なし)
石田会長	それでは続いて、検討項目5の証明書証明カード様式について、事務局から

<p>長谷川主任</p>	<p>説明をお願いします。</p> <p>それでは資料４－５、証明書カード様式について説明いたします。</p> <p>市からは、資料４にございます、現行の証明書及びカードに、ファミリーシップ対象者の記載欄を追加する案１と、アウトティング防止のために証明カードを二つ折りとする案２を提示させていただきました。</p> <p>委員の皆様からいただいたご意見では、案１に賛成するご意見と、カードのサイズが保管しやすいというご意見をいただきました。既に証明書などをお持ちの当事者からは、使用する機会は今のところないが、保険証などと同様に財布に入れて保管している。というお話や、カード式だとアウトティングの可能性があるので、二つ折りの方がよい、というご意見を伺いました。</p> <p>他にも、蛇腹式として、追記がたくさんできる、記入欄の多い様式とするのがよい、というご意見もいただいております。</p> <p>証明書に関しては、今、証明書などをお持ちの方の意見を尊重させていただき、現行のものにファミリーシップ対象者の記載欄を追加し、証明カードにつきましても現行のものにファミリーシップ対象者の記載欄を追加します。その上で、アウトティング防止のために二つ折りとしたいと考えております。証明書及びカードの様式についての説明は以上でございます。</p>
<p>石田会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは証明書、証明カード様式について、皆様からのご質問ご意見をお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>石田会長</p>	<p>では続いて検討項目６、その他意見等について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>長谷川主任</p>	<p>それでは資料４－６、その他意見について、でございます。</p> <p>今回は、ファミリーシップ制度の導入に向けて、皆様からご意見をいただきまして本当にありがとうございました。委員の皆様には、非常に難しい問題であったにもかかわらず、ご回答いただきました。また当事者の方からも、意見交換会の実施に関して、制度設計に携われる機会があるのは嬉しい、という声を頂きました。</p> <p>今回頂きましたご意見とご審議いただきました内容につきましては、協議を重ね、10月1日に施行できるよう準備を進めて参ります。</p>

	<p>簡単に、今後の流れについてもご説明させていただきます。今後の流れとしましては、9月中に要綱の公布、利用の手引きの公開、制度改正の周知を行う予定でございます。</p> <p>周知方法につきましては、ホームページへの掲載、市民及び市内事業所等へのチラシの配布、広報くき10月号への掲載を実施予定でございます。</p>
石田会長	<p>議題(3)についてはよろしいでしょうか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
石田会長	<p>それでは、以上で本日予定していた議題はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
須田課長	<p>石田会長、議事の進行ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、次第4、その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。</p>
	<p>(意見なし)</p>
須田課長	<p>それでは、本日審議していただきました、令和5年度の計画につきましては、各所管課におきまして、この計画をもとに取り組みを進めて参ります。また、ファミリーシップ制度につきましても、内容がまとまりましたら、改めてご案内をさせていただきたいと存じます。</p>
	<p>また、令和5年度に開催予定の男女共同参画審議会は、本日が最後でございます。今年度中に、急ぎご審議いただきたい案件が発生した場合につきましては、その都度、ご連絡を申し上げますので、お集まりいただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
	<p>事務局からは以上でございます。</p>
	<p>それでは、次第5、閉会のご挨拶を中村副会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
中村副会長	<p>皆様お疲れ様でした。いろいろ活発なご意見も出ましたので、新しいファミリーシップ制度が、対象者の方にとって、市民の方にとって、よりよい制度となりますように、またご検討いただきたいと思います。皆様、お疲れ様でした。</p>

須田課長	<p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回久喜市男女共同参画審議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和5年8月18日</p> <p style="text-align: right;"> <u>加藤 孝</u>  <u>酒井 早紀</u> </p>	

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。